

普通倉庫寄託約款（甲→乙）新旧対比表

2026 年 10 月 1 日

新	旧	備考
（営業時間及び休業日） 第 2 条 当社は、営業時間及び休業日を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載する。 2 前項の営業時間及び休業日を臨時に変更する場合には、あらかじめ寄託者に通知するものとする。	（営業時間及び休業日） 第 2 条 当社の営業時間は、[本社] 午前 8 時 00 分から午後 4 時 00 分までとする。 2 当社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び営業地慣行の休日とする。 3 前二項の営業時間及び休業日は営業地によって異なり、また臨時に変更することがある。	変更
（附帯業務等） <u>第 4 条 当社は、搬出入車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱検品及びラベル貼りその他の通常倉庫業務（保管、庫入庫出）に附帯する業務について委託された場合、当社が別途定める料金又は実際に要した費用を請求することができる。</u> <u>2 当社は、十分な時間的余裕のない入出庫指図及び指図の取消しが発生した場合には別途費用を請求することができる。</u>		追加

新	旧	備考
(書面による意思表示) 第 5 条 当会社は、寄託者が当会社に対して通知、指図その他意思表示を行うときは、<u>当該寄託者に対し、書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当会社で定めるものをいう。以下同じ。）</u>によることを要求することができる。	(書面による意思表示) 第 4 条 当会社は、寄託者又は証券所持人が当会社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。	一部追加、削除
(通知、催告) 第 6 条 寄託者は、その氏名若しくは名称、住所又は電話番号を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。 2 当会社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないとき又はその所在を 知ることができないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）<u>第九十八条</u>に定める方法により行うことができる。	(通知、催告) 第 5 条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。 2 当会社の寄託者又は証券所持人に対する通知又は催告は、当該寄託者若しくは証券所持人を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法第 9 7 条の 2 に定める方法により行なうことができる。	一部追加、削除、変更

新	旧	備考
<u>(動産譲渡登記の通知)</u> 第7条 <u>寄託者は、寄託物を目的とした動産譲渡登記がなされた場合は、その旨を当会社に通知し、登記上の譲受人からの引渡請求に係る当会社からの催告の送付先、責任者の職責及び氏名を書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法により提出しなければならない。</u> <u>2 前項に定める送付先に、配達証明付内容証明郵便により送付した催告書は、その催告書が通常到達すべきであった時に、当該寄託者に到達したものとみなす。</u>		追加
(寄託引受けの制限) 第9条 当会社は、次の場合には、寄託の引受けをしないことができる。 三 当該貨物の保管に適する設備（<u>自動化機器及び情報システムに関わるものを含む。</u>）がないとき。 六 <u>寄託者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に定める暴力団若しくはこれに準ずる組織又はその構成員若しくはその関係者と判断できる場合。</u> 七 <u>当該貨物の保管のための施設又は装置の機能に支障があるとき。</u>	(寄託引受の制限) 第7条 当会社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。 (3) 当該貨物の保管に適する設備がないとき。	一部追加

新	旧	備考
(寄託申込書) 第 10 条 寄託者は、貨物の寄託に際し、<u>この寄託約款を承諾のうえ、当該貨物に関して次に掲げる事項を記載した書面（以下「寄託申込書」という。）</u>を提出しなければならない。 一 貨物の種類、<u>品名、個数、数量、単位</u>及び荷造りの種類並びに記号・規格 二 <u>危険物（少量危険物を含む。）であるときは、その旨</u> 三 寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号 <u>2 前項の寄託者は、寄託申込書の提出に代えて、寄託申込書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、寄託申込書を提出したものとみなす。</u>	(寄託申込書) 第 8 条 寄託者は、貨物の寄託に際し、当該貨物に関して次の事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。 (1) 貨物の種類、<u>品質</u>、数量及び荷造の種類、個数並びに記号 (2) 寄託者の住所及び氏名又は名称	変更、追加
(<u>寄託契約の成立と貨物の引渡し</u>) 第 12 条 当会社が寄託の申込みを承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。 <u>2 前項の場合において、当会社は寄託申込書に記載の貨物の引渡しを受けることにより、寄託契約の成立とする。</u> 3 当会社は、貨物の引渡しを受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。 <u>4 前項の場合において、当会社は、貨物受取書又は入庫通知書の交付に代えて、貨物受取書又は入庫通知書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当会社は、貨物受取書又は入庫通知書を交付したものとみなす。</u>	(貨物の引渡) 第 10 条 当会社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。 2 当会社は、貨物の引渡しを受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。	追加

新	旧	備考
(寄託承諾の取消し及び寄託契約の解除) 第 13 条 当会社が寄託の申込みを承諾し、又は寄託の申込みを承諾した貨物の引渡しを受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し、又は契約を解除することができる。 一 <u>第九条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。</u>	(寄託引渡の取消及び寄託契約の解除) 第 11 条 当会社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引渡を受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。 (1) 第 7 条各号の一に該当することが明らかになったとき。	変更
(受寄物の検査) 第 14 条 当会社は、入庫に当たり<u>積付け外観のみ検査し、受寄物の内容について検査を行わない。ただし、当会社が受寄物の内容の検査を必要とする場合、</u>寄託者の承諾を得て、かつ、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。 2 前項ただし書の場合において、寄託者の承諾を求めるいとまのないときは、その限りでない。	(受寄物の検査) 第 12 条 当会社は、入庫に当り又は受寄の後に、寄託者の承諾を得て、受託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。ただし、承諾を求めるいとまのないときは、この限りでない。	変更
第 3 章 <u>在庫証明書</u>	第 3 章 <u>証券、証書及び通帳</u>	変更
第 15 条 当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、寄託者の費用において、証明基準日が記載された在庫を証する書面（以下「在庫証明書」という。）を交付することがある。 2 在庫証明書は、譲渡し、又は担保に供することができない。 3 前二項の在庫証明書は、証明基準日以降の在庫を証しない。		追加

新	旧	備考
	(倉荷証券の交付) 第 13 条 当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、倉荷証券（以下「証券」という。）を交付する。	削除
	(証書又は通帳の交付) 第 14 条 当会社は、証券が発行されていない受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、貨物保管証書（以下「証書」という。）又は保管貨物通帳（以下「通帳」という。）を交付することがある。 2 前項の証書及び通帳は、譲渡したり又は担保に供することができない。	削除
	(発券受寄物の分割) 第 15 条 同一の種類及び品質で同一の荷口に属する受寄物に対して、証券を 2 枚以上に分割して発行するときは、各証券所持人に引き渡すべき貨物の分割については、当会社の決定にゆだねるものとする。	削除
	(証券を喪失した場合の貨物の出庫又は証券の再交付) 第 16 条 証券所持人が証券を盗取され又は紛失若しくは滅失したときは、公示催告の申立をした後、当会社が相当と認める担保を提供して、寄託物の出庫又は証券の再交付を求めることができる。この場合において、証券所持人が当会社に提出した担保物件は、当該証券について除権判決が確定した後でなければ返還しない。	削除

新	旧	備考
(保管方法) 第 16 条 2 当社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管箇所または保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他の保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りではない。	(保管方法) 第 17 条 2 当社は、寄託者又は証券所持人の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管箇所または保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他の保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りではない。	一部削除
(面積建保管) 第 17 条 <u>当社は、寄託者と別段の特約をしたときは、当該寄託者のために、庫内の全部又は一部の面積を対象とする面積建保管をすることができる。</u> <u>2 寄託者が寄託申込書等に寄託物の数量及び個数を記載しない場合であって、当社が受寄物の庫入庫出に際し、受寄物の数量又は個数を確認しないときは、これらの不足により生じた損害については、第十条第四項の規定を準用する。</u>		追加
(混合保管) 第 19 条 当社は、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類、品名及び記号・規格又はこれらに相当する事項が同一の受寄物を混合保管することができる。 2 当社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。 3 前項の規定は、寄託者の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。	(混合保管) 第 19 条 当社は、<u>関係寄託者の承諾を得て</u>、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。 2 当社は、一人の寄託者又は証券所持人に対し、他の寄託者又は証券所持人の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。 3 前項の規定は、寄託者又は証券所持人の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。	変更、一部削除

新	旧	備考
(保管期間) 第 20 条 受寄物の保管期間は、三月とし、受寄物を入庫した日から起算する。 2 前項の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。	(保管期間) 第 20 条 受寄物の保管期間は、3 カ月とし、受寄物を入庫した日から起算する。 2 前項の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。 <u>この場合において、寄託者又は証券所持人は、保管期間満了の日までの保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。</u>	一部削除
(寄託価額の変更) 第 21 条 寄託者は、寄託物の価格に著しい変動があったときは、<u>当会社に対し</u>、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。 2 当会社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。	(寄託価額の変更) 第 21 条 寄託者<u>又は証券所持人</u>は、寄託物の価格に著しい変動があったときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。<u>この場合、証券、証書又は通帳の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。</u> 2 当会社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者<u>又は証券所持人</u>と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。	一部追加、削除

新	旧	備考
(保管不適貨物の処理) 第 22 条 当社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合において、寄託者は遅滞なく処置をしなければならない。 2 寄託者が当社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は当社が催告をするいとまがないときは、当社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をすることができる。 3 前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。	(保管不適貨物の処理) 第 22 条 当社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者又は証券所持人に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合において、寄託者又は証券所持人は遅滞なく処置をしなければならない。 2 寄託者若しくは証券所持人が当社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は当社が催告をするいとまがないときは、当社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をすることができる。 3 前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者又は証券所持人の負担とする。	一部削除

新	旧	備考
(見本の摘出、寄託物の点検、保存) 第 23 条 寄託者が、<u>寄託物の見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、入庫情報、在庫情報その他の当会社が指定した事項を書面で当会社に提出しなければならない。</u> <u>2 前項の寄託者は、同項の書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、当該書面を提出したものとみなす。</u> 3 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造りを毀損し、又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、その旨を必要な書面に記載するか、<u>当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供する。</u>	(見本の摘出、寄託物の点検、保存) 第 23 条 寄託者又は証券所持人が見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、<u>証券その他寄託を証する書類を当会社に提出しなければならない。</u> 2 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造をき損し又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、<u>証券その他必要な書類にその旨を記載する。</u>	追加、変更、一部削除

新	旧	備考
(出庫手続) 第 24 条 寄託物を出庫しようとする者は、当会社が指定した事項を記入した書面を当会社に提出しなければならない。 2 前項の場合において、寄託物を出庫しようとする者は、<u>当会社が指定した事項を記入した書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該者は、当該書面を提出したものとみなす。</u> 3 当会社は、寄託者が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と<u>第一項</u>の規定と異なる特約をすることができる。	(出庫手続) 第 24 条 <u>証券又は証書により寄託物を出庫しようとする者は、証券又は証書に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当会社に提出しなければならない。</u> 2 <u>証券又は証書の発行されていない寄託物を出庫しようとする者は、貨物受取証を当会社に提出しなければならない。この場合において、通帳の発行されているときは、あわせて通帳も提出するものとする。</u> 3 当会社は、寄託者<u>又は証券所持人</u>が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と<u>前二項</u>の規定と異なる特約をすることができる。	追加、変更、一部削除
(出庫の拒絶) 第 25 条 当会社は、保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合において、出庫の請求に応じないことによる損害については、当会社は、その責任を負わない。 2 前項の場合において、受寄物の留置期間中の保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金は、寄託者の負担とする。	(出庫の拒絶) 第 25 条 当会社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の延滞金の支払いを受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当会社は、その責任を負わない。 2 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者<u>又は証券所持人</u>の負担とする。	一部変更、削除

新	旧	備考
<u>(出庫の一時拒絶)</u> 第 26 条 <u>当会社は、停電その他のやむを得ない事情により、施設又は装置の機能に支障があるときは、出庫を一時拒絶することができる。</u>		追加
(出庫手続済寄託物の引取りと出庫書類の流通禁止) 第 28 条 寄託物につき出庫の手続きをした寄託者は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。 2 当会社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡し、又は担保に供することができない。	(出庫手続済寄託物の引取と出庫書類の流通禁止) 第 27 条 寄託物につき出庫の手続きをした寄託者又は証券所持人は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。 2 当会社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡し、又は担保に供することができない。	一部削除
(引取りの請求) 第 29 条 当会社は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受寄物の引取りを請求することができる。	(引取りの請求) 第 28 条 当会社は、保管期間満了の後に、寄託者又は証券所持人に対し、受寄物の引取りを請求することができる。	一部削除
(供託) 第 30 条 寄託者が寄託物を受け取ることを拒み、若しくは受け取ることができないとき又は当会社の過失無くして寄託者を確知することができないときは、当会社は、その寄託物を供託することができる。 2 前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りではない。	(供託) 第 30 条 寄託者若しくは証券所持人が寄託物を受け取ることを拒み若しくは受け取ることができないとき又は当会社の過失無くして寄託者若しくは証券所持人を確知することができないときは、当会社は、その寄託物を供託することができる。 2 前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知できないときは、この限りではない。	一部削除

新	旧	備考
(競売) 第 31 条 当会社は、前条一項に規定する場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、その受寄物を民事執行法(昭和五十四年法律第四号)に定める手続きにより競売することができる。 2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知することができないときは、この限りではない。	(競売) 第 30 条 当会社は、前条 1 項に規定の場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、その受寄物を民事執行法に定める手続きにより競売することができる。 2 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知することができないときは、この限りではない。	一部追加、削除
(任意売却) 第 32 条 当会社は、<u>第三十条第一項に規定する場合</u>において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないとき、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者の危険及び費用で任意に受寄物を売却又は処分することができる。この場合には、当会社は、知れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。 一 受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。 二 受寄物が損敗するおそれがあるとき。 2 当会社は、<u>過失なくして寄託者を確知することができないときは、前項と同様にこれを任意に売却又は処分することができる。</u> 3 当会社は、<u>前二項</u>により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金並びに任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払う。	(任意売却) 第 31 条 当会社は、<u>第 29 条第 1 項の場合</u>において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者又は証券所持人の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。この場合には、当会社は、知れたる寄託者又は証券所持人に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。 (1) 受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。 (2) 受寄物が損敗するおそれがあるとき。 2 当会社は、<u>前項</u>により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者又は証券所持人に支払う。	一部追加、変更、削除

新	旧	備考
(火災保険の付保) 第 33 条 当会社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために、受寄物を当会社が適当とする保険者の火災保険に付する。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付するものとする。 3 当会社は、寄託者に告知しないで、保険者を変更することができる。	(火災保険の付保) 第 32 条 当会社は、反対の意思表示がない限り、寄託者又は証券保持人のために、受寄物を当会社が適当とする保険者の火災保険に付する。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付するものとする。 3 当会社は、寄託者又は証券保持人に告知しないで、保険者を変更することができる。	一部削除
(損害てん補額の決定) 第 35 条 寄託者は、寄託物が罹災した場合に、罹災当時の価額及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当会社の承認を得なければならない。 2 前項の決定をするにあたって、寄託者に異議があつて保険者と協議が整わないときは、当会社は、保険者と協議決定することができる。	(損害てん補額の決定) 第 34 条 寄託者又は証券保持人は、寄託物がり災した場合に、り災当時の価額及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当会社の承認を得なければならない。 2 前項の決定をするにあたって、寄託者又は証券保持人に異議があつて保険者と協議が整わないときは、当会社は、保険者と協議決定することができる。	一部削除
(火災保険金の支払手続) 第 36 条 寄託者は、当会社を経由して火災保険金の支払いを受けなければならない。	(火災保険金の支払手続) 第 35 条 寄託者又は証券保持人は、当会社を経由して火災保険金の支払いを受けなければならない。	一部削除
(告知義務違反等による損害の負担) 第 37 条 寄託者が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず、又は不実の告知をしたことによって生じた損害は、寄託者の負担とする。	(告知義務違反等による損害の負担) 第 36 条 寄託者又は証券保持人が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず、若しくは不実の告知をしたことによって生じた損害は、寄託者又は証券保持人の負担とする。	一部削除

新	旧	備考
(賠償事由及び挙証責任) 第 39 条 寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。	(賠償事由及び挙証責任) 第 38 条 寄託者又は証券保持人に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。	一部削除
(免責事項) 第 41 条 次に掲げる損害については、当会社は、その責任を負わない。 一 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、<u>原子力事故</u>、戦争、事変、暴動、<u>サイバー攻撃</u>、<u>パンデミック</u>、強盗、労働争議、そ害、虫害、貨物の性質若しくは欠陥、荷造りの不完全、防疫その他の抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害 三 寄託者に対して行う引取の請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害	(免責事項) 第 40 条 次の損害については、当会社は、その責任を負わない。 (1) 地震、津浪、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、そ害、虫害、貨物の性質若しくは欠かん、荷造の不完全、<u>徴発</u>、防疫その他抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害 (3) 寄託者又は証券保持人に対して行う引取の請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害	一部追加、削除

新	旧	備考
(内容不検査貨物に関する免責) 第 42 条 当会社は、受寄物の内容を検査しないときには、その内容と<u>寄託申込書、貨物受取書、入庫通知書その他当該受寄物に係る書面の記載内容</u>との不一致については、責任を負わない。	(内容不検査貨物に関する免責) 第 41 条 当会社は、受寄物の内容を検査しないときには、その内容と<u>証券に記載した種類、品質又は数量との不一致については、責任を負わない。この場合においては、受寄物の内容を検査しない旨又はその記載が寄託者の申込による旨を証券面に表示する。</u>	変更、一部削除
(賠償額の算定) 第 43 条 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価若しくは<u>発生の時期又はそのいずれもが不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額を超える場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。</u> <u>2 前項以外の損害に対する当会社の賠償金額は、当該受寄物に対する既発生料金の総額を限度とする。</u>	(賠償額の算定) 第 42 条 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生の時期が不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価格により損害の程度に応じて算定する。	一部追加

新	旧	備考
(損害受寄物に関する権利の取得) 第 44 条 当会社が、滅失又は損傷した受寄物について、寄託者が算定した滅失又は損傷前におけるその受寄物の価額の全部を寄託者に賠償したときは、当会社は、寄託者がその受寄物について有する一切の権利を取得する。 <u>2 当会社は、前項に基づいて権利を取得した受寄物について、売却、廃棄その他の任意の方法で処分することができる。</u> <u>3 寄託者は、前項の処分に関連して発生した費用について、当会社に対して請求することができない。</u>	(損害受寄物に関する権利の取得) 第 43 条 当会社が損害を生じた受寄物についてその<u>価額の全部を支払った</u>ときは、当会社は、寄託者又は<u>証券所持人</u>がその受寄物について有する一切の権利を取得する。	一部変更、追加
(引渡しによる責任の消滅) 第 45 条 当会社は、寄託者(寄託者の代理人(受領に係るものに限る。))を含む。)が留保しないで寄託物を受け取った後は、<u>保管料等の受領の有無にかかわらず</u>、その貨物の損害について責任を負わない。	(引渡しによる責任の消滅) 第 44 条 当会社は、寄託者又は<u>証券所持人</u>が留保しないで寄託物を受け取った後は、その貨物の損害について責任を負わない。	変更、一部追加
(違約金) 第 48 条 当会社が寄託の申込みを承諾した後に寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡しのあった日まで又は<u>予約</u>の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。	(違約金) 第 47 条 当会社が寄託の申込を承諾した後に寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡しのあった日まで又は<u>契約</u>の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。	一部変更

新	旧	備考
(延滞金) 第 50 条 寄託者は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払いのあった日までの<u>年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した延滞金</u>を支払わなければならない。	(延滞金) 第 49 条 寄託者<u>又は証券所持人</u>は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払いのあった日までの<u>日歩 4 銭の延滞金</u>を支払わなければならない。	変更、一部削除 (表現の違いで、 ほぼ同率となる)
(料金の変更) 第 51 条 当会社は、<u>料金</u>を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。	(料金の変更) 第 50 条 当会社は、<u>届出料金</u>を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。	一部変更
(滅失受寄物の料金の負担) 第 52 条 当会社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りではない。	(滅失受寄物の料金の負担) 第 51 条 当会社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者<u>又は証券保持人</u>に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りではない。	一部削除

特約条項

新	旧	備考
	(証券) 第2条 当社は、外国貨物に対して交付する証券には保税の旨を表示する。 2 外国貨物に対して証券が発行されている場合において、当該貨物が国内貨物となったとき又は税関に収容されたときは、証券所持人は、その証券を当会社に提出しなければならない。	削除
(入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等) 第2条 寄託者は、次の各号に掲げる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。 一 保税蔵置場に外国貨物を入庫するとき。 三 外国貨物を保税蔵置場から出庫するとき。 四 <u>日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱いを要するとき。</u> 3 前二項において、受寄物の入庫、出庫、その他の取扱いについて必要な手続は、寄託者において行うものとする。	(入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等) 第3条 寄託者又は証券所持人は、次の各号にかかげる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。 (1) 保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。 (3) 外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。 (4) 日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。 3 前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱いについて必要な手続は、寄託者又は証券保持人において行うものとする。	一部変更、削除
(保管期間) 第3条 当社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間を超える寄託者からの<u>保税蔵置期間の延長請求</u>に対しては、これを拒絶することができる。	(保管期間) 第4条 当社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間をこえる寄託者又は証券所持人の<u>請求</u>に対しては、これを拒絶することができる。	一部変更、削除

新	旧	備考
(保管期間) 第 3 条 当社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間を超える寄託者からの<u>保税蔵置期間の延長請求</u>に対しては、これを拒絶することができる。	(保管期間) 第 4 条 当社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間をこえる寄託者又は<u>証券所持人の請求</u>に対しては、これを拒絶することができる。	一部変更、削除
(輸入手続完了後の受寄物) 第 4 条 寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。 2 当社は、前項により引取りがなされないときは、寄託者の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。	(輸入手続完了後の受寄物) 第 5 条 寄託者又は<u>証券保持人</u>は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。 2 当社は、前項により引取りがなされないときは、寄託者又は<u>証券保持人</u>の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。	一部削除
(収容貨物の料金) 第 5 条 寄託者は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金その他の<u>費用及びこれらに対する延滞金</u>を遅滞なく当会社に支払わなければならない。	(収容貨物の料金) 第 5 条 寄託者又は<u>証券保持人</u>は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金、<u>延滞金その他の費用</u>を遅滞なく当会社に支払わなければならない。	一部削除、変更

新	旧	備考
(収容貨物の公売等) 第 6 条 収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法的費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。 2 前項の規定は、当会社が寄託者に対し直接に債権の全額の請求をすることを妨げない。	(収容貨物の公売等) 第 7 条 収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法的費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受け、なお不足があるときは、寄託者又は証券保持人に請求する。 2 前項の規定は、当会社が寄託者又は証券保持人に対し直接に債権の全額の請求をすることをさまたげない。	一部削除
(収容解除の手續) 第 7 条 寄託者は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。	(収容解除手續) 第 8 条 寄託者又は証券保持人は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。	一部削除

新	旧	備考
(関税の提供) 第 8 条 寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し、又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。	(関税の提供) 第 9 条 寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者又は証券保持人は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し、又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。	一部削除
(延滞金) 第 9 条 寄託者が前条に規定する提供を怠った場合において、当会社が寄託者の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した利息を請求する。	(延滞金) 第 10 条 寄託者又は証券所持人が前条に規定する提供を怠った場合において、当会社が寄託者又は証券所持人の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から日歩 4 銭の利息を請求する。	変更、一部削除 (表現の違いで、 ほぼ同率となる)